

平須賀南公園外4公園
指定管理者募集要項
(令和7～11年度)

幸 手 市

－ 目次 －

1 趣旨	1
2 対象施設の概要	1
3 指定管理者が行う管理の基準	1
4 指定管理者の業務等	1
5 指定期間	1
6 応募資格	1
7 グループによる応募	2
8 事前協議（並行運営）	2
9 応募手続	3
10 応募に関する留意事項	4
11 提出書類	5
12 選定までの手順	5
13 選定結果について	7
14 指定管理者の指定	7
15 協定の締結	8
16 リスク分担	8
17 今後のスケジュール（予定）	9
18 問合せ先	10

1 趣旨

公園は、自然、歴史、文化を活かしつつ、都市の緑とオープンスペースを確保し、市民のふれあい、休息、スポーツ・レクリエーション活動など、公共の福祉の増進を図ることを目的として設置した施設です。

市では、幸手市都市公園（以下「公園」という。）に指定管理者制度を導入し、管理運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上や経費の節減等を行うとともに、効果的かつ効率的な管理運営を行う創意工夫のある提案を広く募集します。

2 対象施設の概要

（１）指定管理する公園（平須賀南公園外４公園）

- ①平須賀南公園
- ②神扇公園
- ③平須賀北公園
- ④千塚西公園
- ⑤高須賀池公園

※ 詳細については、「平須賀南公園外４公園指定管理者業務仕様書（令和７～１１年度）」のとおりです。

3 指定管理者が行う管理の基準

- （１）関係法令及び条例等の規程を遵守すること。
 - （２）利用者に対し適切な支援を行うこと。
 - （３）公園の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
 - （４）業務に関して取得した利用者等の個人情報適切に取り扱うこと。
- なお、管理の基準に関する細目事項は、協議の上、協定で定めること。

4 指定管理者の業務等

- （１）公園の利用者への利便の提供に関する業務
- （２）公園の設備及び物品等の維持管理並びに修繕に関する業務
- （３）公園の設置目的にあった自主事業の実施に関する業務
- （４）市長が施設等の運営及び管理上必要と認める業務
- （５）有料施設の利用の許可及び行為許可に関する業務
- （６）その他仕様書に定める業務

5 指定期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間とします。

ただし、管理業務を継続することが適当でないと認められるときは、市は、指定期間中であっても、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

6 応募資格

「平須賀南公園外４公園」に応募できるのは、指定期間中、安定的に公園を管理運営する能力を有し、かつ公園の機能を効果的・効率的に達成することのできる法人又は団体（以下「団体」という。）とします。個人の応

募は受け付けません。

また、応募時において次の要件を満たす団体とします。応募から指定を受けるまでの間に次のいずれかを満たさなくなった場合は、その資格を失うことになります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (4) 市及びその他の行政機関から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止、同条項を準用する場合を含む、）又は第180条の5（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）の規定に抵触しないこと。
- (8) 施設管理の統括責任者（正規職員）を専任で配置できること。
- (9) 施設等の設置目的を十分理解し、管理運営にあたっての知識や経験を有すること。

7 グループによる応募

- (1) 複数の団体により構成されたグループ（共同企業体等の連合体）により、応募することができます。

ただし、単独で応募した団体は、同一施設のグループによる応募の構成団体となることができません。

- (2) グループで応募する場合は、代表団体を定めてください。
- (3) 各構成団体は、協定の履行、指定管理者業務の実施に伴い、第三者と締結する契約等に基づき当該グループが負担する債務の履行等について、グループ全体として責任を負うものとします。
- (4) グループの目的や運営に係る事項について、各構成団体が合意した旨を記したグループ協定書（別紙4）を提出してください。

8 事前協議（並行運営）

施設の管理運営を円滑に移行するために、候補者選定時から令和7年3月末日までの期間を事前協議（並行運営）期間とし、協定書締結のための協議、及び事務や事業の引継ぎを順次行うものとします。事前協議にかかる費用は、指定管理者の負担とします。

なお、この事前協議（並行運営）は、令和7年4月1日から指定管理者業務を円滑に遂行するため、極めて重要なものと考えております。協議に加わ

らなかったり、協議を妨げる等の行為があった場合は、指定を取り消すことがあります。

9 応募手続

(1) 応募の方法

応募に当たっては、指定した書類を持参により提出してください。

応募は、一応募者につき一提案に限ります。複数の提案はできません。

応募書類の提出後は、その内容を変更することはできません。

(2) 募集要項及び仕様書等の配布

令和6年7月19日（金）から

市ホームページ(https://www.city.satte.lg.jp/soshiki/toshikeikaku/1_1/13984.html)

からダウンロードしてください。

(3) 現場説明会の実施

①日時・場所

日時：令和6年7月29日（月）午前10時から正午まで

場所：幸手市平須賀南公園

②申込み

参加を希望する団体は、令和6年7月26日（金）正午までに、「現場説明会参加申込書」（別紙5）に必要事項を記入の上、電子メールにて、都市計画課（toshikeikaku@city.satte.lg.jp）宛てに送付してください。

③その他

- ・当日は、本募集要項、仕様書等の資料を持参してください。
- ・都合により時間を変更する場合があります。
- ・現地での移動手段は、参加者が用意してください。

(4) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受付します。

① 受付期間

令和6年7月29日（月）から8月2日（金）まで

② 受付方法

「質問票」（別紙6）に必要事項を記入の上、電子メールにて、都市計画課（toshikeikaku@city.satte.lg.jp）宛てに送付してください。

なお、件名は「幸手市指定管理者質問について」としてください。

③ 回答方法

質問事項及び回答を取りまとめ、令和6年8月6日（火）までに、随時、市ホームページで回答します。（質問者名は公表しません。）

(5) 応募書類の受付期間

令和6年8月7日（水）から令和6年9月6日（金）まで

午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は除く。）

※提出は持参のみ（幸手市役所第二庁舎 1 階 都市計画課まで）

※応募に関する事務連絡等の必要が生じた場合は、市ホームページに掲載します。

10 応募に関する留意事項

（1）提出書類作成上の留意点

提出書類は、原則として全て A 4 判（印刷の向き：縦、文字方向：横書き）で作成の上、縦型ファイルに左綴じで提出してください。

（2）関係法令の遵守

応募書類の作成にあたっては、関係法令を遵守すること。

（3）応募内容の変更禁止

提出された書類の内容は、提出期限後には変更することはできません。（市から申し入れた場合を除く。）

（4）虚偽の記載をした場合の取扱い

虚偽の記載があった場合は、失格とします。

（5）著作権の帰属等

応募書類等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表上必要な場合は、応募書類等の内容が無償で使用できるものとします。また、提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

（6）費用負担

応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とします。

（7）接触の禁止

この募集に関し、応募者及びその関係者が選定委員と接触することを禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格とすることがあります。

（8）資料の取扱い

市が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的での使用を禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の許可なく第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁止します。

（9）提出書類の情報公開

提出された応募書類は、幸手市情報公開条例に基づく開示請求の対象となります。（原則として、個人に関する情報や応募者の正当な利益を害する恐れのある情報を除きます。）

なお、議会審議に必要な際は、上述する情報公開条例によらず、提出された資料を含め、関係書類を議会へ公開する場合がございます。

（10）応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合には、「辞退届」（別紙 7）により申し出てください。

（注）未着・延滞等の場合は、原因の如何を問わず、市では責任を負いません。

（注）持参する際には、事前に担当に連絡してください。

1 1 提出書類

応募にあたっては、以下の書類を市に提出してください。

グループでの応募の場合には、適切な名称を付け、その名称で応募してください。

また、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。

(1) 指定管理者の応募関係書類

- ① 幸手市公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（別紙3）
- ③ グループ協定書（別紙4） ※グループによる応募の場合
- ④ 定款、寄附行為、規約（就業規定、給与規定等）、その他これらに類するもの
- ⑤ 応募書類を提出する日の属する事業年度（本年度）の事業計画書及び収支予算書、並びに前事業年度（前年度）の事業報告書及び収支決算書、財産目録、貸借対照表、及び損益計算書又はこれらに類する経営状況のわかるもの
- ⑥ 法人登記簿謄本（法人の場合に限る。）又は団体の設立趣旨、組織、事業内容等法人の概要がわかるもの
- ⑦ 法人税納税証明書及び消費税納税証明書

(2) 公園の施設管理運営に関する書類

- ① 事業計画書（別紙1）
※ 下記「指定管理者の選定に当たっての審査項目及び配点」を参考に提案をしてください。
- ② 収支計画の考え方（別紙2-1）
- ③ 収支計画書（別紙2-2）

(3) 提出部数

正本1部・副本10部

ただし、法人登記簿謄本、定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類については、正本のみに添付してください。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。

(4) その他

- ① 金額の計上については、全て消費税及び地方消費税を含んだ金額とします。
- ② 応募に関し提出された書類にかかる経費は、応募者の負担とします。

1 2 選定までの手順

(1) 選定方法

指定管理者候補者の選考は、プレゼンテーション方式による審査を行います。

ただし、応募者が多数の場合は、提出書類等による第1次審査を行う場合があります。

また、審査については、「幸手市指定管理者検討委員会規程」に基づき、

「幸手市指定管理者検討定委員会」を設置し、同委員会により審査を行い、その審査結果を市長に報告し、市長が候補者を決定します。

- ① プレゼンテーション審査は、令和6年10月予定
提出書類等により、プレゼンテーションを行っていただきます。
企業又は団体の代表者を含め3人まで出席できます。
- ② 応募者が多数の場合は、第1次審査として応募書類等の内容による選考を行います。第1次審査の結果は応募者全員に郵送でお知らせします。
- ③ 候補者の選定
市は、検討委員会の報告を受け、第1候補者を選定し、細目協議を行います。
第1候補者と協議が整わない場合は、検討委員会において、次点候補者を選考し、当該候補者と協議を行う場合があります。

(2) 選定基準

指定管理者となるべき候補者の選定は、次の選定基準に基づいて行います。

- ① 市民の平等・公平な使用の確保
 - ア 施設の設置目的に適合した理念・運営方針を持っていること。
 - イ 施設の利用に関し公平性を維持する考えや方針を持っていること。
- ② 新たなサービスの創設など市民サービスの向上
 - ア サービス向上を実現する具体的な計画があること。
 - イ 個人情報の保護について十分な配慮があり、必要な措置を講じていること。
- ③ 経費の節減など効率的な運営
 - ア サービスの向上を図りつつ、利用者に公平・適正な利用料金を設定した運営計画を持っていること。
 - イ 利用者の増減による収支状況の改善に向けた計画があること。
 - ウ 経費節減のための工夫がなされるなど効率的な運営の仕組みを有すること。
- ④ 市民への安定的な施設サービスの継続的提供
 - ア 施設の管理及び事業の運営を行うにあたっては、十分な人的能力を有し、事業内容に適した職員が配置されていること。
 - イ 施設及び類似施設の管理の実績があり、評価を得ていること。
 - ウ 施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全、安定的な施設管理ができること。
 - エ 経営が安定しており、施設管理を継続的・安定的に行う能力を有すること。
 - オ 収支の計画が適正かつ実現可能であること。
- ⑤ 安全管理の体制が整っていること。
- ⑥ その他市長が施設の性質又は目的に応じて定める基準に適合していること。

指定管理者の選定に当たっての審査項目及び配点

審査項目		配点	審査内容
応募者の状況		20	① 応募者の特徴、応募者の財務状況 ② 同種事業の実績
事業運営に関する計画	施設運営の考え方	50	① 業務実施に当たっての管理運営方針 ② 管理運営を行うに当たっての意欲
	サービス提供体制	70	① 職員等の体制 ② 職員の確保、育成策 ③ 施設の就業に関する考え方
	サービスの質の確保と向上	70	① 利用者の意見を把握する方法とサービスへの反映方法 ② サービスの自己評価についての考え方 ③ トラブルの未然防止と対応方法
	地域及び利用団体との連携	50	① 地域及び利用団体との連携についての考え方と具体策
	施設の維持管理	70	① 建物維持管理業務、設備維持管理業務、清掃業務等の維持管理体制 ② 年間の事業計画 ③ 備品管理
	危機管理体制についての考え方	50	① 防災対策及び非常災害時の対応策 ② 日常の危機管理の方策（急病・緊急時） ③ 個人情報の取扱いや管理運営に係る情報公開についての考え方
経営に関する計画		100	① 経営の確実性 ② 経費の縮減の取組み ③ 運営経費の見積額とその考え方 ④ 自主事業計画
その他		20	① その他

1.3 選定結果について

選定結果は、応募団体に文書で通知し、市ホームページで公表します。

1.4 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、市議会の議決を経た後に市長が指定します。

- (1) 候補者決定段階で順位付けを行い、最上位（第1候補者）のものを指定管理者候補者として、市議会に上程します。
- (2) 市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者候補者に事故ある場合（指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたとき、正当な理由なくして協定の締結に応じないとき）等で、候補者として資格要件を失ったときは、候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、次点候補者と協議を行い、指定管理者候補者として市議会に議案を上

程します。

なお、指定管理者候補者を市議会に上程した結果、議決を得られなかった場合、指定管理者とはなりません。また、その場合において、次点候補者との協議は行いません。

- (3) 指定管理者の指定を行ったときは、文書で通知するとともに、市掲示板、広報紙及び市ホームページ等で公表します。

1.5 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者として指定された後に、基本協定書及び年度協定書を締結します。

(2) 協定の内容

施設の管理運営に関し、指定管理者として業務開始前に、市長と指定管理者との間で、次のとおり協定書を締結します。

- ①基本協定書（指定の期間及び施設の管理運営の基本事項に関すること。）
- ②年度協定書（指定管理料の額、支払い時期及び支払い方法に関すること。）

1.6 リスク分担

リスクの種類	リスクの内容	分 担 者		
		指定 管理者	市	協議
物 価 変 動	収支計画に多大な影響を与えるもの			○
	それ以外のもの	○		
資 金 調 達	資金調達不能による管理運営の中断等	○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加	○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税 制 変 更	消費税（地方消費税含む。）率の変更		○	
	法人税・法人住民税の変更	○		
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許 認 可 等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
管 理 運 営 内容の変更	市の施策による期間中の変更		○	
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市議会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期	○		
需 要 変 動	大規模な外的事由があるもの			○
	それ以外のもの	○		

管理運営の 中断・中止	市に帰責事由があるもの			○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	それ以外のもの				○
公園及び施 設の整備・ 改修並びに 高木剪定等	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理が新たに提案したもの、又は 設置したもので1件当たり50万円以 上のもの				○
	上記以外 のもの	1件当たり50万円未満	○		
		1件当たり50万円以上			○
利用者等へ の損害賠償	市に帰責事由があるもの			○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、又は被害者・ 他の第三者等に帰責事由があるもの				○
不 可 抗 力	不可抗力による管理運営の中断				○

17 今後のスケジュール（予定）

募集要項及び仕様書の配布	令和6年7月19日（金）～
現場説明会の参加申込	令和6年7月26日（金）正午まで
現場説明会	令和6年7月29日（月）午前10時～正午
質問事項の受付	令和6年7月29日（月）～8月2日（金）
質問事項の回答	令和6年8月6日（火）まで随時
応募書類の受付	令和6年8月7日（水）～9月6日（金）
書類審査	令和6年9月
プレゼンテーション審査	令和6年10月
選定結果の通知 指定管理者候補者の内定	令和6年10月～11月
市議会における議決	令和6年12月
指定管理者の決定通知	令和7年1月
協定書の締結	令和7年1月
事前協議（並行運営）	令和7年1月～3月
指定管理者業務開始	令和7年4月1日（火）～

1 8 問合せ先

〒340-0192

埼玉県幸手市東4-6-8

幸手市役所 建設経済部都市計画課 公園街路担当（第二庁舎1階）

TEL 0480-43-1111 内線562・563

FAX 0480-43-1123

メール toshikeikaku@city.satte.lg.jp